

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：西武造園株式会社（法人番号2013301006241）
業者の住所：東京都豊島区长崎5-1-34
2. 指名停止措置期間：令和5年10月5日から令和5年12月4日（2か月）
3. 指名停止措置の範囲：南関東防衛局管轄区域（神奈川県、山梨県及び静岡県）
4. 事実概要：
上記有資格者は、建設業法第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年7月21日、国土交通省関東地方整備局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。
5. 指名停止措置理由：
上記のことが、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

指名停止措置要領付表第2（抜粋）

措置要件	期間
（建設業法違反行為） 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内